

本日の
プログラム

King Of Dog Sports ～犬ぞり～

国際技建(株)代表取締役、日本犬ぞり連盟会長 林 里紅 氏

社外役員について 酒井 純 会員

私は公認会計士と税理士として職員複数名を使用し会計事務所を営んでおりますが、一方で、東京証券取引所の上場会社や上場していない大会社の社外監査役に就任しています。この経験から、最近クローズアップされている主に上場企業を前提とした社外役員ということについてお話をさせていただきます。

4月上旬と言うこともあり、社外取締役に関係するいくつかトピックスがあります。従来東京証券取引所の四つの市場がプライム、スタンダード、グロースの三つに再編されました。目的は海外からの投資を呼び込もうとして実施されたとされています。

従来、従業員から昇格をして取締役や監査役になるケースが多かったのですが、平成5年に大会社の場合に3名以上の監査役会を設置して、最低1名社外監査役を選任する制度が導入されました。その後、欧米企業のように株主価値向上の重要性が増し、注目され始めたのが社外取締役制度です。2014年に「日本再興戦略」が閣議決定され、上場している会社に、コーポレートガバナンスコード(企業経営を管理監督する仕組みのガイドライン)という株主目線の指標が導入されました。社外取締役の目標人数も定められ、重要視されています。4月からのプライム市場では社外取締役の3分の1以上、スタンダード市場では2名以上とされました。

何故、上場会社は複数の社外取締役を置くように要求されるのか？コーポレートガバナンスコードでは、取締役会には「会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を促し」その役割・責務を適切に果たすべきとされて、取締役会には大きく3つの役割が示されました。第1に「企業戦略等の大きな方向性を示すこと」、第2に「経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備を行うこと」、第3に「独立した客観的な立場から経営陣に対する実効性の高い監督を行うこと」、が要求されています。そこで社外取締役に、次の役割が期待されています。①経営の方針や経営改善について助言を行うこと、②経営の監督を行うこと、③会社と経営陣等との利益相反を監督すること、④少数株主をはじめとするステークホル

ダー(従業員・顧客・取引先・債権者・地域社会など)の意見を取締役に適切に反映させること。最近、中核人材における多様性の確保やサステナビリティをめぐる課題への取組みも新しいテーマとなっています。

このような背景から、ご存じの(株)NHは12名の取締役のうち社外取締役6名の構成になっており、監査役会の代わりに取締役で構成する監査委員会を設置しています。監査役のない取締役だけの会社になり、このような上場会社が増加しています。(株)S&IHでは社外取締役を過半数にすると最近報道されています。また、各取締役のスキル分野を表にしたスキルマトリックスを公表する会社も増えています。例えば、企業経営、マーケティング・営業、研究開発、ITデジタル、法務、財務・会計、などの分野に区分して、スキルがあれば○、なければ空欄というように作成した表を公表するものです。

日本ではコーポレートガバナンスコードの改定による社外取締役や社外監査役のニーズが増えています。公認会計士、弁護士、企業経営経験者など、様々な方が候補者となる時代になってきており、女性、外国人など多様性も重視される傾向にあります。自分の専門分野以外の知識が必要になる場面も多くなりますが、その意味で、私は札幌東ロータリーに所属し、いろいろな業界の方と親睦をさせて頂き、有難く感じております。ロータリークラブの親睦の重要な役割として、他業種の会員からの耳学問があるのではないかと考えております。

社外監査役をしている会社の取締役会に出席していますが、60歳代後半になって体力も衰えてきました。当クラブの例会に出席して、会場の末席で、ホト一息したいという本音があります。また、当クラブの例会と日程が重なり例会を欠席することもあり、副会長という立場上、大変心苦しく思っております。心からお詫び申し上げます。卓話を終わらせて頂きます。

